

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金8,400円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成25年7月3日

(2) 事故発生場所

米子市角盤町四丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、

路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。